◎新潟県告示第1150号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和3年10月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 知事指定薬物の名称
 - (1) 1 [1 (ベンゾ [b] チオフェン 2 イル) シクロヘキシル] ピペリジン (通称名: Benocy clidine、BTCP) 及びその塩類
 - (2) N, N-ジエチルー2ー $\{2-[(4-メトキシフェニル) メチル]-5-ニトロー1H-ベンゾ [d] イミダゾールー1ーイル <math>\}$ エタンー1ーアミン (通称名: Metonitazene) 及びその塩類

 - (4) N-(アダマンタン-1-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド (通称名: ACHMINACA、Adamantyl-CHMINACA) 及びその塩類
- 2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日 令和3年10月22日